

[事案 2019-338] 診断書取得費用支払請求

・令和2年8月18日 裁定終了

<事案の概要>

給付金請求手続のための診断書の取得費用の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年11月、令和元年10月および12月の合計3回入院して手術したため、給付金を請求し支払いを受けたが、以下の理由により、給付金請求手続のための診断書の取得費用を保険会社に支払ってほしい。

- (1) 診断書は、給付金請求を受けた保険会社が給付金の支払可否および支払額等を判断するための資料であり、必要としているのは保険会社である。
- (2) 保険会社が作成した最新の「ご契約のしおり」には、「給付金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。」との記載があるが、本契約締結当時のものにはない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、診断書取得費用を当社が支払うとの定めがないことから、当社が診断書取得費用を負担することはない。
- (2) 約款には、「支払事由の生じた死亡保険金または給付金の受取人は、すみやかに必要書類を提出」と定めており、給付金等の支払事由を充足していることの裏付けとなる診断書等の提出とその前段階としての取得を給付金受取人に課しているため、給付金受取人が負担すべきである。
- (3) 最新の「ご契約のしおり」に、「給付金等のご請求のために要する費用は、受取人のご負担となります。」との記載があったとしても、これは顧客に理解を促すために記載したものにすぎず、診断書取得費用を負担する理由にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。